第４回道州制検討懇話会会議録

日　時：平成１２年１１月１日（水）９：３０～

場　所：ＫＫＲ札幌２Ｆ孔雀

出席者：委員・横山座長、石本委員、岡部委員、佐藤委員、谷委員

講師・（社）行革国民会議事務局長 並河 信乃 氏、北海道大学法学部教授 神原 勝 氏

道・小林次長、坂上参事、事務局

（開会）

●座長

それでは第４回の懇話会を始めさせていただきたいと思います。今日は、２名の委員、井上委員とそれから寺島委員がご都合がつかないということで、ご欠席ということでございます。今日は今までの議論を踏まえながら、外部講師の先生をお呼びいたしまして、日ごろ地方分権とかあるいは道州制といったような問題について、お考えなどを提言されている２名の方をお呼びいたしまして、お話を聞く機会を設けるという形で進めていきたいと思います。最初に、行革国民会議事務局長の並河さんにお話をいただきまして、続きまして、北海道大学の神原さんに講演をお願いすることになっております。大体４０分くらいということでお願いいたしまして、その後質疑応答という形でやらせていただきたいと思います。２枚目に講師の略歴等がついてございますので、特に私の方で講師の略歴等についてお話をするということはいたしません。すぐに、並河さんの方からお話をお伺いしたいというふうに思います。並河先生と神原先生、どちらもレジュメが１枚ずつついておりますので、これを参考にしながらお話をお伺いしたいというふうに思います。それでは、並河先生、よろしくお願いします。

（講演）

●並河講師

おはようございます。この懇話会に呼ばれて、今までの皆様方のご議論がどうなっているのか、簡単なレジュメ的なものは拝見いたしましたけれども、よくわかりませんので、今日申し上げることは、皆様方のご関心と外れることになるかもしれませんが、それはまた後の質疑応答のところで補わせていただければというふうに思っております。北海道には、神原さんをはじめ、多くの先生方がいらっしゃるところで、何で私のような草莽の民がここに呼び出されたのかよくわかりませんが、もう１０年前になりますけれども、１９９０年ごろに地方主権の提唱というのを、私ども小さなパンフレットを出しました。地方分権ではなくて、これからは地方主権だということを申し上げました。それから数年後にそれを敷衍した形で日本連邦基本構想というようなものも発表いたしました。私どものホームページにも載せてありますので、ご関心があれば見ていただきたいと思いますけれども、さきほどの座長のお話とつき合わせて見ますと、そういうようなことかなというふうに思っております。前置きはそのぐらいにいたしまして、ここは北海道で議論するわけですから、本州、東京、あるいはその他で議論するのと少し違うと思いますけれども、最初は一般的な形で一つ、二つ申し上げたいと思いますけれども、ここは、道州制懇話会ということですが、道州制という言葉がどういう意味なのか。私どもは、さっき言いましたように日本連邦基本構想ということで、連邦制というのを主張しているわけですが、では連邦制というのと道州制というのとを分けて、私どもは分けて使っているのですが、ここではどういうお考えで道州制という言葉を使っておられるのかというのが一つ気になるわけです。大前研一さんみたいに、本を読むと連邦制みたいなことを書いておって、道州制、道州制と言っている人もいらっしゃいますが、やっぱり概念はある程度はっきりさせておかないとこれからの議論が途中で混乱することもあろうかということで、申し上げているわけですが、私どもの理解では、どうも道州制の議論というのは、特に日本全体の議論をするときには、４７ある都道府県が今の時代の要請に合わないから、それを横ぐくりに幾つかまとめて広域行政を実現していくというのが道州制の基本的な話の流れかなと。そうしたものの後に自立性とか、自主性を高めていくという議論がつくわけです。そうすると、何か効率性というものが割合強く意識されていて、またお話の中心が行政の話に中心が置かれている、それが道州制なのかなと。私どもが連邦制を、わざわざそういう言葉を使っておりますのは、まず問題は効率というよりも、むしろ行政改革のこれは基本の話になってしまうわけですけれども、行政改革の基本は効率も大事なのですが、私どもは民主主義というものをどうやって実現していくか、制度的にどうやって保障していくかというのが最大の行政改革の目的だというような認識に立っているわけですが、連邦制を私どもが言うときには、効率性も大事だけれども、それより前にむしろ民主主義というものをどうやってさらに深めていくかというシステムとして連邦制をみなしている。ですから、そこで出てくる考え方というのは、まず市町村、基礎自治体というものを強化していくこと、それからそれの一つの連合体としての都道府県、それから、それのまたさらに連合体としての中央政府、連邦政府と言ってもいい、中央政府と言ってもいいですが、補完性の原則というものを徹底させていくということが連邦制なのだという私どもは理解をしているわけです。ですから、道州制でも同じですが、連邦制でも、言うと必ずそれ幾つにするのですかなんていうことをよく。８つですか１０ですかと。私どもは、そんなの何ら本質的な問題ではなくて、私どもが連邦制を言うときには、補完性の原則が徹底しているかどうかということが大事なので、今の３，３００近くある市町村あるいは４７都道府県そのままでも別に何ら差し支えはない。もちろん、横ぐくりにして幾つかまとめていっても構わないのですけれども、数の問題ではなく、数というのは本質的な問題ではないというふうに考えて、道州制、行政を中心とした、しかも効率性というものをやや強く意識した道州制ではなくて、連邦制というものをむしろ補完性原則の徹底という意味で連邦制といものを主張しているということでございます。ここで、この懇話会は、その二つは全く水と油のように違うものではなくて、お互いに重なる部分が結構多いわけですけれども、でもどちらを目指されれているのか、これは私は承知しておりません。でも議論としては何をやるのか、どういう目的でこの懇話会は議論されているのかというのは、逆にこちらとしてはお聞きしたいと。今日お聞きしなくてもいいのですが、それも問題になるのではないのかなというふうに思うわけです。特に、ややこしいのは北海道といったら、東北とか九州とかいう場合にしたならば、例えば九州の７府県を一緒にして、九州府にするとか、そういう議論はいっぱいあるわけですが、北海道の場合は幸か不幸か道ということで、もう１個になっているわけです。そうすると、横ぐくりの議論というものはある意味ではクリアしているということになると、では北海道において道州制ということを議論される場合には、どういうねらいというか、議論の重点をどこに置かれているのかなというのが、非常に気になるところであります。北海道の場合はもう道でありますから、そういう問題はいいのだというようにしてさっと通り過ぎてもいいのですけれども、至るところに効率性を第一義とする考え方で議論を進めていくのか、あるいは民主主義という観点からそれを第一義として考えていくのかというのは、また後で支庁制の話とか、市町村合併の話とかいろんなところに全部出てくるわけですから、やっぱりあえてここで道州制、連邦制、二つの言葉のどちらをこれからとるのかという問題提起を一つさせていただいたわけであります。先に行きますが、多少抽象的な話になりますけれども、私どもはそういう意味で連邦制、目指すものは連邦制、過渡的な話は後で申しますけれども、最終的に目指すのは連邦制であるというふうに考えておりますが、では一体その連邦制をとった場合に、地方政府というものはどういう姿になるのか、一種の完成予想図のような議論をちょっとしておかなくてはいけないと思います。どこに行くのかということがわからないまま、漂流していてもしようがありませんから。そういったときに、これもある意味で釈迦に説法みたいな形になりますけれども、やはり地方政府というものをきちっと樹立していく。地方公共団体なんていうわけのわからないものではなくて、英語で言えばローカルガバメントということで一緒になってしまいますけれども、日本語では地方政府というものをつくっていく。そのときの政府というのは、繰り返しになりますけれども、行政だけが政府ではない。新聞なんかで政府はこういうことを決めたなんていうと、大体それが行政であったり、うっかりすると大蔵省の課長が言ったのがみんな政府はということになったりするのが現実でありますけれども、しかし、原理原則からいえば、政府というのは、立法と行政と司法の三つを兼ね備えたものが政府であるというふうに私どもは考えております。そういう使い方をしたいと思っておるわけですが、連邦制というのは、当然のことながらそういう地方政府と、３権を備えた地方政府というものをつくる。一番住民に身近なところで第１層の、言葉も固まっておりませんけれども、例えばそれを市と呼ぶならば、市の政府、または１の政府と言ってもいいのですが。それから都道府県、今の都道府県レベルのを州と言うならば、州の政府、それから第３層の中央政府という３層の政府になると思いますが、それぞれの政府がこの三つの立法、行政、司法、その三つのファンクションを備えていかなくてはいけないということが基本でございます。それで、今回の４月１日から実施されました地方分権一括法、これはいろんな要素があるわけですけれども、一番私どもとしては大事だなと思っておりますのは、今までの機関委任事務制度というものが制度として廃止されて、そのかわりエセ機関委任事務制度みたいなものがありますけれども、それは後として、とりあえず廃止されたということは、今まで特に地方議会が関与できなかった部分が関与できるようになり、条例制定権というものが拡大したと。ですから、地方政府における今まではかなり限定されていた立法権というものがかなり拡大してきた、そこが一番大きいことなのだなというふうに理解しております。これは昔の話ですが、もう２０年ぐらい前、第２臨調の事務局なんかとは議論したことがあるわけですけれども、中央省庁の連中、霞が関法学でいいますと、地方議会というのは、行政の一部にすぎないということを公言してはばからなかった。例えば、答申なんか書くわけですけれども、そうすると、国会に対する注文というのは、非常に遠慮してごくごく簡単に国会への期待とかなんとかという、ほんの数行書く。それに比べて地方議会については定員が多過ぎるとかなんとかだとか書き込んでくるというので、おかしいのでないかという議論をしますと、いやいや、地方議会というのは行政の一部ですから、どんどん私どもは物が言えるのですというのが、霞が関法学の常識だったようであります。びっくりしたのです。そういうことは依然として今日でも続いているわけですけれども、しかしそれにしても今回の一括法によって、機関委任制度が廃止される。それは立法権のある意味では拡大ということにつながっているということであります。そうなると、後でもう一遍触れることになると思いますけれども、次は司法というものを一体どう考えるのか。立法権が拡大したということは、自分たちでルールを決めることができるということですが、ルール違反するやつが出てくるのを全部お国の裁判所に駆け込んで、その判決を待つというのが、本当に自治の姿なのか。もちろんそれは刑法違反とか、そういうこともあるけれども、連邦的な、日本全体の法にかかわることは当然国の裁判所がやるのは当たり前ですけれども、ローカルルールというようなものについて、全部しかしそれがよくなったときには、国の裁判所しか決められないということで本当にいいのか。憲法上の問題とかいろんなものが出てきますから、急にはその議論はしにくいと思いますけれども、しかし、いずれにしても政府、連邦制を言うときには当然地方政府というものをきちっと考えなくてはいけないし、地方政府ということは、単に行政は当たり前のことですけれども、立法の問題とそれから少し後にどうしても議論としてはなりますけれども、司法というものを一体どう考えるのか、この三つの民主化というか、分権というか、そういったものを考えていかないと連邦国家という一つの絵はかきにくいのではないのかなというふうに思っております。さっき言いましたように、最終的な完成予想図というのは３層の政府、市、州、連邦という三つになるわけですが、そういう形の問題だけが大事なのではなくて、それがうまく機能するためには、今の日本の法律の体系そのものをやっぱり相当１８０度変化させていかないと、ただこの三つの政府、それはただ絵に描いた餅に終わってしまう。すべて国法が細部に至るまで決めて、自治体あるいは地方政府のやる範囲というのが非常に狭いと。あるいはうっかりすると法律にはろくなことは書いていなくて、ほとんど政令委任ということで政令、省令、通達、そういった行政的な分野に権限が実際上委任されていて、それが実際の日本全体のシステムを法で縛っていくというやり方を変えていかなくてはいけない。例えば、国の法律は、これはさっき言いましたように商法とか刑法とか、そういったものは別の話で、とりあえず行政法の分野だけというふうに考えてもいいのかもしれませんが、大ざっぱな、あるいは日本全体として守るべき基本的な原則というものは、国会で一つの法律とすると。それで、その細部については全部地方政府に包括的に委任していく。今は政令委任ですけれども、そうではなくて条例委任という形で地元でいろいろ決めてくれというようなシステムにしていかないとにっちもさっちもいかない。私はゴルフはやらないのでよく知りませんけれども、何年か前に行ったら、何かゴルフにはローカルルール優先というのがあるのですか、よく知りませんが、多分想像するにゴルフというルール自身は基本的にみんなあんなような形でゴルフをやるのでしょうけれども、ここの場ではこういうルールなのだというような一つのローカルルール、それがその場では優先するのだということなのでしょう。そういったローカルルールというものが優先するというシステムに変えていかないといけない。もちろん日本はやっぱり法治国家ですから、法が最終的にはきちっとしていかないといけないのは当たり前ですけれども、その法自身が地方政府の自主性というものを前提とした法にしていかないといけない。その話の方が実は、３層の政府をつくるとかという話よりもよっぽどややこしい。都市計画法をどうしていくとか、老人福祉法をどうしいくか、学校教育法をどうしていくかという個別の重要な法律について、すべてそういった考え方を当てはめながらそれぞれをひっくり返していく作業をしなくてはいけないので厄介なのですけれども、しかし、そうしないと実際の連邦制であろうと何であろうと自治というものは進まない。それからもう一つは、これも多少先走った議論、そういったものを全部法的に補完するために、最終的にはそれは憲法の地方自治のところの書き方をもう少しきちんと書き直すという考え方もありますが、憲法改正の議論をするのはなかなか、論憲か改憲かは知りませんが、それはそれとしておいて、それより現行憲法のもとでもう少しきちっとしんばり棒というか補強をしたいという立場に立ったならば、憲法の補完というような意味合いを込めて自治基本法と、今の地方自治法のように自治束縛法ではなくて、本当に自治を認めるような基本法というものをつくっていく。それに基づいて各地方政府がみずからの憲法であるような自治基本条例というものをつくっていくと。そこには、さっきから言っておりますように、議会を、大体議会を置くという条例を持っている自治体がどこにもないのです。議会は何によって置かれているかといったら、地方自治法によって置かれていると。自分たちの代表を選ぶシステムが、お国の地方自治法でやっと権限が付与されて成り立っているというような地方自治というのは、考えてみたら噴飯物なので、自分たちの必要なシステムは自分たちの条例できちっとつくっていくというようなのが、ある意味ではだれが考えても常識的なことですけれども、今のこの国ではそうなっていない。そういったもの。ましてや司法なんていうことは、もう議論すらだれもやっていないということであります。そういったことについて基本条例というような基本的なルールを定め、それに基づいて個別の条例ができていく。個別の条例ができたときに、これは基本条例に違反しているか違反していないかという議論は当然いろいろ出てくるはずでありますから、そういった一種の自治体内の憲法裁判所みたいなシステムというようなものもつくっていくということがこれから、そういう一つの完成予想図というものを念頭に置きながらこれから連邦制の議論をしていかないといけないのではないかというのが私どもの考え方であります。完成予想図について夢を語るのは楽しいので、幾らでも時間は使えるわけですけれども、問題は、理想はわかったと、だけれども今の現実からそこへどうやって移行していくのかという移行過程ということが一番ポイントなのだろうと思って、これがないままですと、ただ要するに痴人のたわ言のようなことになるわけですが、これが実は私どももよくわからない。今日お招きいただいたのでここを書かなくてはと思ったのですが、きちっと私どもの頭が整理されているわけではありません。幾つか飛び飛びに申し上げますけれども、一つは、一番最初の話に戻って、ここでは道州制の議論をされている。その道州制の議論というものは、今の世の中で、特に北海道庁とかいう公式のところが一挙に連邦制なんていう飛びはねたようなことを言うと、これまた余りにも問題が多いから、道州制という言葉を使って隠れ連邦制の議論をしているというふうに理解していいのか、あるいは、いやそんな連邦制なんて実現ができないので、とりあえず道州制、いわゆる道州制の範囲で今はとどめるということなのか、あるいは過渡的に道州制に移り、それをいずれ連邦制に移していくという戦略をお持ちなのか、そこら辺、これはある意味ではターミノロジーでの議論になってしまいますが、やっぱりそこら辺はひとつどうされるおつもりなのかというのが気になるところであります。いずれにしても、日本全体を一斉にこれから道州制に変えていく、あるいは連邦制に変えていくということは、それはそういうやり方も当然あるわけですけれども、なかなかうまくいかないと。やっぱり地域によってできやすいところとしにくいところ、その意識が高まっているところとそうでないところ、いろいろあると思いますので、むしろ一斉にやるということに余りこだわらないで、できるところから、北海道ならここまでのことがもう既に現行法制でもできるというなら、まずそれをさっさとやってしまう。そうするとそれに触発されて、例えば九州が、昔九州もよく九州自治州論とかいろいろ熱心な議論がありまして、最近とんと途絶えているようですけれども、また焼けぼっくいに火がついて九州でも動き出す、沖縄が動き出す、関西、大阪周辺でまた何か議論が再燃するというふうにして一種の連鎖反応的になっていくならば、ともかくまず一番やりやすいところから、さっきの道州制でいえばもう道になっているところが一つあるわけですから、そこから火をつけていく、日本のために北海道がまず先陣を切るというのも、東京にいる人間からすれば非常におもしろい話だと思います。いずれにしても、冗談は別として一斉にやるか、できるところからやるかということになると、できるところからやっていくということがいいのではないかと。実は後で神原さん、さっきここに座ってパラパラと見たら、神原さんがパイロット制度というような話をレジュメにあるので、しまった、先を越されたというか。こっちが先ですから先に言ってしまおうと思っているのですが、実は私自身の経験で言うと、９１年から９２年にかけて、第３次行革審というものがございました。そこで実はパイロット自治体制度というのを提唱したわけです。要するに基礎自治体、市町村全部に権限を一斉にといったところでそうできるものではないし、それからそんなものを望んでいるところがそう多いわけではないと。だけれども、やる気のある自治体は、逆に言ってもうちょっと自分たちの自由にさせてくれという声を上げているところもある。ですから、そういったやる気のあるところに権限を特例として与えて実験してみろという、それでうまくいきそうならばみんなそれに倣おうというようなパイロット自治体制度。結局それは役人の手にかかって、地方分権特例制度なんていうわけのわからない名前になりましたけれども、しかしパイロット自治体制度そのものを提唱し実現しました。５年間やって、昨年の３月末をもって５年間の実験期間を終了したわけですが、終了したときにはだれもそれに対して新聞は１行たりとも書かないという、極めて静かな死を迎えた制度ありますけれども、宇治市で学校の空き教室を老人用の施設に転用するとか、幾つかの話が有名でありますけれども、しかし私どもは言い出しただけに愛着があるわけですけれども、やっぱり天才は１０年早く生まれ過ぎてしまったと。時代からの理解を得られないまま寂しく世を去ったのがパイロット自治体制度だということを言い張っているのですが、もう一遍この考え方を全国一斉でなくていい、分権というのはできるところから、意欲のあるところが元気にやるというのが分権であるならば、道州制であろうと連邦制でも何でもいいですけれども、やりたいと思うところが手を挙げて、それがまず先駆的にやってみるという考え方をこの際導入していくというのがいいのではないだろうかと。それをやるに当たって、これは一体皆さん方が何をやろうとされているのかということにもかかわるわけですけれども、現行法制でここまでならできる、これらか先は法律そのものを変えないといかんというような仕分けの作業が、実際に手を挙げて動き出すことによって始まるのではないのかと。机の前で腕組みして考えていてもなかなか進まないので、まずやってみて実際の矛盾点というものを明らかにしていくという作業が、第１必要なのではないかというふうに思っております。それからもう一つは、そういうふうにやっていくに当たって、特に連邦制の議論をするに当たって、都道府県というものは一体どういう役割をするのか。当然それと裏腹に市町村の役割ということになるわけですけれども。これにはわざと皮肉っぽく、法律的には国の出先機関ではなくなったと。今度は対等平等の関係であるとわざわざ書いてあるわけですから、実態上は申しわけないですけれども、都道府県というのは国の出先機関的な色彩が少なくとも今までは非常に強かったし、今日でも名刺を半分に折ったりとかいろんな形でまだ雰囲気が残っていると思いますけれども、しかし、法律的にはもう国の出先ではない、これはもうはっきりしている。ということは立派な地方政府なわけです。では、立派な地方政府が一体これからどういうことをやっていくのか。さっきちょっと言いましたように、司法の問題もありますが、その前にまず行政の分野、あるいは立法の分野で出先でないような、では一体、出先だったら完全に目はヒラメのように上を向いていて、上の言うことを下に伝えるのが仕事でありますけれども、今度はそうでないとするならば、目をどこに向けて、そしてどっちの方向に矛を向けて活動するのか。持って回った言い方で恐縮ですけれども、やっぱり都道府県の役割、位置づけというのは１８０度転換させていかなければいけないというふうに実は思っているわけで、単に国の出先機関でなくなったというだけで喜んでいるだけではなく、それだけの存在になった以上、それなりの働きをしてもらわないと、これはもうある意味では法律の問題というよりも意識の問題、発想の問題が半分以上だと思いますが、そういったことをやっぱりきちっとしていく。もう３０年も前、４０年になるか、長洲さんが昔、都道府県というのは市町村の共同事務局だというようなのを中央公論に論文で書いて地方の時代が始まったわけですが、もう一遍その原点に戻っていくということがやっぱり必要で、それをやらないで幾ら道州制の議論をしてみたところで、これはまたとんちんかんな話になるのではないかというふうに思っております。さっきちょっと司法の問題を申し上げましたけれども、司法というのは本当にややこしいし、それから憲法で最高裁というものを頂点に一つのピラミッドというものができています。特別裁判所は認めないということですが、しかしそれでも情報公開の問題にしても、あるいは介護保険の問題にしてもやっぱり一種の紛争処理のシステムというものは自治体の中におかれているわけですから、本当はよくないと思うけれども、とりあえず行政委員会的なもので、できるだけ行政から中立した中立的な存在ということで、一つの第三者機関的なものでこなしていくということで司法の問題を当座先延ばしするというか、処理していくというか、扱っていくというか、そういうするしかないのかというふうに思っておりますが、そんなようなことで都道府県というもの自身がどういう役割をするのか。ここで言えば、道庁の役割というのは一体何なのかということをやっぱり考えていかないといけない。半分以上は発想の問題だろうというふうに思っております。それから、もう一つ申し上げておこうと思いますのは、特にここでは開発局、今度は開発庁というのはなくなって国土交通省の中の北海道開発局ということに、ほかのところには地方整備局というのですか、ここは北海道開発局ということで、やっぱり農水系の予算が少し流れてくるのだろうと思いますが、これを一体どういうふうにこれからの道州制であれ、連邦制であれ考えていくのか。議論は簡単で、最終的にはこんなものはつぶしていくということでいいと思いますが、私がいいと思ってもつぶれないのですが、議論としては最終的にはこれはなくして、道庁自身がすべて自己責任でやっていくということにすべきだと思いますが、しかし、急にそれが実現するわけにはいかないとするならば、一体このシステムに対してどうやって連邦制なり道州制でひとつやろうとしている分権的な発想というものを盛り込んでいけるのか。国の機関に対してどうやって地方の意思を伝えるかという、これは北海道だけではなくてほかの地方整備局についても言えることですが、そのテーマというものはやっぱりこなしていかないといけない。ここで急に横文字が入っていますけれども、ＲＤＡというのは、実はこれはイギリスのイングランドで始まったシステムであります。イギリスはご承知のように、最近北海道でもスコットランドを見習えとか何とかという議論が多いようですが、スコットランドを見習うのはいいのですが、それと同時にイングランド、残ったイングランドで何が起こっているかということにも注目してもらいたいと。イングランドの中でも、スコットランドやアイルランドやそういったものの分権はいいけれども、イングランドをどうしてくれるのだという議論があって、イングランドの中を八つに分けて、これは道州制ではなくて、地方の出先、国の出先機関をそこで全部集めて、そこにこのＲＤＡ、リージョナル・ディベロップメント・エージェンシーというものをそれぞれつくる。そこにある意味で予算は、枠配分みたいな形で予算が流れてきて、というのは、もうイギリスの場合には地方の自治体の予算というのはほとんど国が面倒を見ているというシステムであります。そこで大事なのは、そこにアッセンブリーというか一つの評議会、意思決定のボードをつくっていると。これに地元の経済界、それからもちろん自治体、その他の人たちが、もちろん国も参加しますが、参加してそこの基本戦略を練り、予算の使い方を決めていくというシステムが今動き出しております。これを新聞社の人たちはリージョナル・ディベロップメント・エージェンシーを地方開発公社と訳してしまうから何だかわけのわからない話になりますが、エージェンシーというのはイギリスのエージェンシーですから、やっぱり行政と契約をもって自主的に動くというのがイギリスのエージェンシーですからもうちょっと独立的に、公社という面みたいなものではない、もうちょっとしっかりした組織だというふうにお考えいただきたいと思いますが、そこで特にそういったボードをつくって意思決定に地元の人間が参加、自治体、経済界、労働界も入ります、参加していくというシステム。ブレア政権としてはゆくゆくはそのボードを直接選挙にして、住民の投票によってそのボードが選ばれるという形に持っていこうと、急にはいかないと思うけれども、そういったものにしていく。その意思決定について、そういうことでいいかどうかどうかというものの住民投票をいずれやりたいということを考えているようであります。これはある意味では、そういう形で一種の自治体をつくっていくということになるわけです。それが既存の自治体とどういう関係になるのか、いろいろ興味は尽きないのですが、そこまで急に飛びはねた話はしなくとも、日本の中でそういったイギリスのリージョナル・ディベロップメント・エージェンシーみたいなものの発想を全面的でなくとも部分的でもいいから取り入れられないか、特に北海道開発局の運営というものについて考えられないかということが第１点であります。これは、議論していかなければいけないでしょう。それから、それは単に北海道だけではなくて、全国それぞれ地方整備局ができるわけですから、地方整備局の予算の使い方について、あるいは公共事業の見直しについてというような具体的な点まで知事会等がそういったところで議論をしながら、もうちょっと地元の意見がニーズに合ったような予算の使い方ができるようにしようということ。それから、発言のウエートをだんだん高めていくようなことを考えていくという、知事会その他がそういった要求をしていくということが必要だろうと思います。もう一つを申し上げたいのは、それは国レベルの話ですが、同じようなことはそのミニチュア版として道の中で国に対して言うのと同じように、実は道の中でもそういったことが応用できるのではないかと。後で神原さん来られて、支庁の座長ですから、余り支庁の話は触れませんけれども、しかし北海道の中におけるそういった、例えば公共事業でいいですが、福祉でも教育でも入れればなおさらいいと思いますけれども、そういったものの予算を地域ごとに枠配分をある程度して、その使い道についてその地域の住民や市町村というものは参加して決定していくというようなこと、これはもうすべてのシステムは、また国からの一種の縄のれんのようにすべて末端に至るまで１本になっていますから、そう簡単な話ではありませんけれども、しかし、できることからやっていくということであれば、道の中で特に支庁というものは、ここでいえばリージョナル・ディベロップメント・エージェンシーと似たような形になり得るわけですから、そこでそういう地域参加というものを図っていく、あるいはトータルの予算がこれからどうしても厳しくなってくるわけですから、その中で賢い使い方というものをみんなで集めて、知恵を集めて考えましょうというようなシステムで支庁の構想というものを練り直していくということが必要なのではないか。国に対して要求するのと同時に自分たちでできることもあるわけですから、それをやっていくということも大事なのではないのかなというふうに思っております。余計なことを言いますが、道州制や連邦制のときにすぐ数の問題を、幾つかということをよく言われることに対しては、そんなものは本質的な問題ではないとふうに我々は言っているということをご紹介しましたけれども、支庁のあり方というのも、数の話から入れば必ずごちゃごちゃするくだらないレベルでのトラブルに巻き込まれるだけで、むしろ支庁というものをどういうふうな位置づけにしていくのかという本質的なお話の方が先であって、数の話は本質的な話ではないというふうに端からは思います。これ以上の余り大きなことは言いません。同じようなことを、時間がちょっとなくなりますけれども、市町村合併の話についても、もし支庁というものをそういう位置づけにしていけばおのずと変わってくるので、もちろん合併したいところがあれば合併したって構わないわけですが、しかし、必ずしも強制合併だけが唯一の道ではない。自分たちでやっていけるというところは、そこに自由にやらせるべきですし、ちょっと自信がないというところは、例えばこの支庁が事務代行という形で、今までの機関委任事務ということで上からでしたけれども、今度は逆委任でしばらく預かってくれということで支庁にやらせておくというようなやり方、これはアメリカだってどこだって、カウンティーとかいろいろなシステムあるわけですから、そういった支庁というものを軸としながら、市町村のやる気というものができるだけ発揮できるようなシステムというものをもう一遍見直せないかと、そういう実験を北海道の中でできれば、かなりインパクトが出てくるのではないのかというふうに思っております。最後の４番目は、もうこれはこれだけで何時間もかかる話ですから、二、三分で済ませますが、今私どもの関心は、今申し上げた話はもうあとはやるだけしかないと。問題は、経済的な自立、あるいは財政的な自立というためのシステムをどう組み立てていくか。やっぱり女性の問題でもそうですけれども、経済的な基盤がない限り本当の意味での自立というのはあり得ないので、ほとんど補助金と交付税に頼っているというようなもので、口だけ自立、自立といったって足元を見透かされるわけですから、どうやって経済的、財政的な自立を北海道としてやっていくのかという議論をやっぱり同時にやっておかないと、この１、２、３の議論は全くもって空論に終わるというふうに私どもは考えております。それぞれ、ごく結論だけ申しますけれども、税源移譲の議論が今いろいろ出ております。地方分権一括法で権限の移譲が行われた、次は税源だというのはいいのですが、では一体どんな税源をどこまで移譲するとどういうことになるのかという議論が意外に少ない。東京都でシミュレーションをやったことがあります。私ども実はいろんな今計算を始めているところですけれども、例えば北海道の市町村と道と二つありますけれども、とりあえず道予算だけ考えたときに、道予算どのぐらいでしょうか、３兆５千億かそのぐらいのレベルでしょうか。だけれども、地方税、今のシステムで上がっている地方税は５千億にも足らない。それで３兆５千億ぐらいの財政をやっていくということは、どう考えたって無理がある。ではそれを補うために税源を移譲すべきだといったときに、どれだけ移譲するとどうなるか。例えば、消費税を全部都道府県税にすると仮にしたところで、北海道には五千億も落ちてきません。四千何ぼかでしょう。そうすると全然それでも足りないわけですね。北海道でもそうだし、島根もそうだ、高知もそうだ、鹿児島もそうだと、そんなところばかりで、税源移譲の率を多くすればするほど東京に対する移譲額がどんどんふえてくると。そうすると貧富の差はますます拡大していくわけです。税源移譲というものは大事なのだし必要条件なのですが、決して十分条件ではない。とすれば、税源移譲はある程度やりながら、それと同時に新しい財政と税制度、今の交付税、あるいは補助金も入れていいですが、それにかわるもっとシンプルで自治省の思惑や筆先三寸で決まるような話でない、シンプルな財政調整制度というものを組み立てて、税源移譲をして、しかしそれでも、もちろん今のシステムの上にただ単に税源移譲すればそれでハッピーですが、税源移譲するということはそのかわりに補助金を削る、交付税を削るということになるわけです。例えば、税源移譲を全部して、補助金、交付税を全部北海道は返上しますと言ったときに一体どういうことになるのか、恐らくもう物すごい大赤字になるわけです。そうしたときに、その赤を埋める財政調整制度というのものを組み立てないといけない。私どもが今考えているのは、現状の財政規模というのはとりあえずスタートのときは保証しましょうと、それは一種の枠配分みたいな形で。細かい議論は省略しますけれども。それはもう固定的な比率でファンドを決めて、共同税みたいな所得税とか法人税をベースにして共同税をつくって、機械的にその何％を北海道にやるというふうに現状を前提として計算をする。でもその比率は、もうそれからずっと５年なら５年据え置き。北海道が一生懸命頑張って財政をよくしたら、それがそのまま自分のポケットに入ると。ばかやって、どんどん赤字が膨らんでもそんなことは知らないというふうにして、それぞれの地域の自立性、財政規律というものをむしろ強めていくようなシステムというものを今実は提案しようとしているわけです。何か技術論は別として、何かそんなような発想で税源移譲と財政調整という二つを組み合わせた新しいシステムというものを、それが分権なり自治なりに役立つと、しかも欲を言えば地方財政の再建にも役立つというようなシステムというものをこれから構築していかないと、せっかくの道州制や連邦制はほとんど意味がないのではないかというふうに思っているわけです。それをやるにしても、最終的には自分たちの税源は自分たちの努力でふやしていくと、増税をするのではなくて増収を図る。そのためには地域産業政策、北海道の産業政策、あるいは十勝の産業政策、というのは地域産業政策というものをつくり、実施して、税収が上がり、それがそのままダイレクトに自分たちの財政の豊かさに響いて福祉の充実になると。今は努力すると、みんなお国が交付税を減らしてくると。それでは幾ら努力したってしようがなわけですから、そうではないシステムというものをつくっていかないといけないのではないのかと思っているわけですが、これはもう今日の問題から外れるわけです。だけれども、この４の問題を議論しない限り本当の議論は進まないと。むしろこれがポイントだということだけ申し上げて、６分超過してしまいましたけれども、とりあえずということで、冒頭陳述を終わらせていただきます。以上です。

（質疑）

●座長

どうもありがとうございました。大変わかりやすく、簡潔にまとめていただいたと思います。それで、この懇話会でどういう議論されてきたかというようなことをちょっとお聞きになられましたので、若干私の方から最初にちょっと説明をしておきますと、道州制と連邦制というものの、並河さん非常にはっきりお分けになって、効率性とか広域でやるとか、そういうところが道州制で、連邦制というのは補完性の原則の徹底とか民主主義の制度的保障ということだったのですが、余り私たちはその辺はきっちり分けて議論するということはしていませんでした。それで、その場合もちろん、私たちの場合、地方自治の拡充とかいう観点で、ですからそういう面でいうと民主主義の保障というものにより近い点もございます。そういう観点で議論はしてきましたが、道州制と連邦制は特に分けて議論はしていなかった。それからもう一つは、北海道、九州府だとかいろいろありましたけれども、北海道の場合は現行のもとで分権を徹底していけば道州制なり連邦制になっていくとして、そういうパイロット自治体的な役割、現行法制のもとでもここまでは可能なのではないかというような、そういうような議論をしていきたいということでやってきたわけですけれども、まだ議論の方は煮詰まっていないという状況でございます。それから、市町村合併の問題とかが出ておりましたけれども、これはやっぱり並河さんとほとんど変わらないと思うのですけれども、支庁制度改革が今まさに神原座長のもとでやられているわけですけれども、その中身については私も詳しくはわからないし、それから今幾つか、浦河だとかいろんなところからいろんな反対の声なども上がっているのですけれども、ともかく支庁制度が一つ機能面で変わってきたときに、市町村も合併に対するスタンスとかそういうものが今までと同じかどうかというのは、ちょっとわかりません、そういったことがあるのではないか。それから、道州制についていうと、あくまで支庁制度改革が非常にここ一、二年というような話だと思います、短期的な話なのですが。道州制というのは、少し長い目で考えていこうということで、むしろ道庁内でこれから議論を活発化していってもらうためにも、私たちのところで少し議論をしておこうというような、そんな位置づけでやっております。それから、これはちょっと議論と別なのですけれども、最後に財政調整のお話がありましたので、私は財政学の方が専門なものですから、具体的には並河さんのおっしゃるとおりでして、財政調整なしで税源移譲をやっても無理なのです。最近、東京大学の神野先生たちが、所得税の一部３兆円を住民税に移すということで、そして住民税を現行の５％、１０％、１３％の累進税率から、１０％の一律税率にすれば、特に地方の方は低所得者の方が多いから、住民税の収入増加が大きいという、そういうようなことを理論的にはなさったので、その辺具体的に小規模自治体、これは私の個人研究だったのですけれども、幾つかの自治体の人に協力いただいたのですが、確かに低所得者の方が一律税率にすると、税額が増えるのです。率としては１．５倍とかなるのです。ただ、もともと総額が小さいですから、絶対額としては大した金額にならないというわけでして、本当に並河さんのおっしゃるとおりの問題があると思います。ただ、財政調整の問題は、シンプルに行ったときは、つまり財源補償機能が余り重視されないで財政調整というか財政力格差是正の方ですか、そちらの方に行ったときは必要額が確保できるだろうかということですね、その辺の問題がちょっとあるのかなと思いました。どうでしょうか、並河さんのご質問等について私が今答えたのですけれども。少し補足していただけませんか。佐藤委員が何か補足していただけますか。

●佐藤委員

　いや、特に細く補足することはございませんけれども、やはりおっしゃるとおり、連邦制の地方制度を考えるとき、日本でともかく一番ネックになってくるのは司法の問題だと思うのですけれども、一方それと絡んでですけれども、いわゆる警察権ですね、これをどのようにお考えになっているか、差し当たってのところアイデアがもしあれば教えていただければと思うのですが。

●並河講師

　わかりませんね。終戦直後の自治体警察の世界に戻すのが理想なのか、今のシステムを前提として、国の県警本部長みたいなあの部分を少し減らしていくだけで微調整でいいのか。警察というのはみんな議論が何かしにくい。大体よくわからないですね、警察のシステムがわからない。

●佐藤委員

　自治体で基本条例をつくったり、あるいは自治体もそれなりの規制をするとなれば、当然それをだれが取り締まるかという話になってきますから。

●並河講師

　ただ、現在は司法は完全に国のシステムになっている。一方、警察は一応自治体ということで矛盾がありますね。

●座長

　どうでしょうか、皆さんの方から。並河さんのお話に対してのご質問等ございましたら、出していただければ。

●岡部委員

　並河さんのお話で、最初に道州制と連邦制と一応二つに大まかに分けて、そして今志向しているのは連邦制の方だということを提唱されているのですけれども、そっちの方を選択された理由というのはどういうことなのですか。または、その連邦制を追求していく上で、いわゆる効率性というものの関係どういうふうに考えておられるかですね。先ほど、明らかに道州制は効率性、連邦制は民主主義と。どちらも関連性あると思うのですけれども。

●並河講師

　それは、もちろんそうです。ただそのときに、もし優先度を立てるときに、要するに効率と例えば民主主義と二つのものが同時に来て、これは規制緩和の問題でも何でもすべて行革全部そうですが、最終的にどっちを優先するかといったときには効率よりもやっぱり民主主義の方だという、それを言っているだけで、すべてその二つが、いかなる問題でもついていることは間違いないというふうに思います。ですから、市町村合併のときの判断でも、私自身は効率の話もわかるけれども、それよりも民主主義の話を中心に市町村合併の是非を考えるという、そういうやや軸足の置き方の話で両方ついていけなくてはいけないということは当たり前だと思います。それから、連邦制と道州制、何で連邦制なのだというのですけれども、先ほど言いましたように、道州制というと僕らの理解ではもう行政の範囲だけの話、これもまた単純な言い方をしますと。行政だけではなくて、立法も含むし、さっきの話で立法になれば司法だってついてくるということになると、それはもう広域行政的な発想では処理できない話が余りにも多くなるわけですから、だったならば、多少言葉はどぎついというかびっくりかもしれないけれども、もう連邦だと言ってしまった方がスッキリすると言ってそういうネーミングに、実はあるときから変えたわけです。

●谷委員

　その場合の民主主義とおっしゃるとき、公共の福祉をプライオリティーに置くというものの考え方というような理解でよろしいのでしょうか。

●並河講師

　これまただんだん迷路に入っていくわけですが、公共の福祉とは何ぞやという議論をしないとよくわからない。だけれでも、俗っぽく言えば、自分たちのことは自分たちで決めるということ、それを一番ベースに置いて、もちろんそれ自身がいろんなまた問題を含みますけれども、それを中心にして考えようというふうに割り切っています。

●座長

　先ほどもちょっと市町村合併なども出てきたのですが、恐らく並河さんの場合、州政府というのが一つの非常に大きな力を持っていて、そして州ごとによって市町村合併に対するスタンスなんかも違って、ドイツなんかそうですよね。ある州はすごく市町村の数が多いけれども、別の州はすごく少ないというのです。そういうような、それが一つの…。

●並河講師

　違って当たり前と。だから、さっきの財政調整の話も、場合によっては州内でのやり方なんて違ったって構わないということです。それこそ日本国憲法で決めた基本的人権何とかということさえ保障されていれば、後はその上にどんなシステムを組もうが、もうある程度自由という形です。昔、第３次行革審のときに議論していたのですが、行政の分野は１０年か２０年おくれているのではないかと。要するに企業組織の議論をすると、今はもちろん合併、今次の不況で合併がいっぱいありますけれども、しかしそれと同時に連邦型経営だとか分社型とかアウトソーシングとか、要するに組織自身をできるだけシンプルにしてやっていく、いわゆるリエンジニアリングという言葉も何年か前はやりましたけれども、それがむしろ企業組織論の中心になるところが、行政の連中は何かいうとすぐ合併だといって、合併すれば何かみんなハッピーだというふうなことが、ちょうど日本が資本自由化を控えた昭和４０年のときに大型合併だといって騒いだのと、おくれてタイムラグが３０年ぐらいあるのではないかという議論をしたことがあるのですが、これはまた悪口なのでけれども、しかし、半分そんなような感じ。合併もいいのだけれども、それで何が解決されるのかと。特に基礎自治体の場合にはお客様はみな住民ですから、合併することによってお客さんを減らして、それで何とかやっているのなら効率になりますけれども、お客さん減らすわけにいかないですから、そういうときの合併効果というの何なのかと。首長が一人で済むとか、議員が半分になるとか、それは一体金額にして何ほどかと。それとくどいようですが、民主主義とこれをはかりにかけたときに、どうなのと。それを説得、納得的な説明があればいいけれども、どうもそこら辺わからないな、大蔵省が何でこんなに頑張っているのかがわからないなということで、こちらは懐疑的になったりする。

●座長

　どうですか。あと、どうぞ出していただければ。まだ時間は十分ありますので、どうぞ。

●並河講師

　さっきの話で、ご質問があればすぐにやめますけれども、例の３％、神野説にのっとって市町村に所得税の基幹部分の３％、それから僕は市町村も産業政策にもうちょっとコミットすべきだと思っているので法人税収も４分の１移譲。都道府県の方には消費税と法人税の４分の１を移譲し、そのかわり、補助金、交付金、交付税、譲与税すべてみんな返上だといったときにどうなるのかというシミュレーションやったわけです。実は市町村主権フォーラムという、首長の小さなグループがあるのですが、そこで十何市かの財政課の人に、自分たちの税源移譲がどのぐらいになって、住民税がどうふえるのかというのをちょっと計算してくださいといってデータをもらって、１１か１２の例なのだけれども、それをＸＹグラフに書くと、割合きれいなグラフがすっと、要するに横軸は自分たちの歳出を地方税でどれだけ賄えるかと。僕ら地方税充当率と言っているのだけれども、それを基軸にしてやるときれいな１次グラフが書けました。トータルでやると、もうとにかくお金の流れを変えるだけですから、当然みんなちゃんと帳尻は合うわけです。所得税とか法人税を地方との共同税として、それをファンドとして枠配分するとして計算したのを後で置いてまいりますけれども、やる気になれば今のままでもできる。ただそのときには、公共事業も福祉も教育も全部市町村が、あんたの責任でやるのだよということで、皆さんいいですかというような、首長にもう一遍声をかけて、そうなると多分、ちょっと待ってくれという声が出てくるにちがいない。もう一つは個別の市町村では、税源移譲額に格差が出ることです。例えばメンバーに九州の田川市とかもう本当の…、そこには幾ら税源移譲してもどうにもならないのですね。ところが、鎌倉とか藤沢というところは税源移譲するとぴゅっと上がってくるのですよ。そうすると貧富の差がこんなになってしまう。だから例えば、基幹税の１０％も移譲してしまうと、もう財政需要額の１００％を超えてしまうのです。そうするとまた取り返せばいいのだけれども、やっぱり一遍あげたものを取り返すというのはなかなか難しいですから、そうすると３％ぐらいにしておいて、残りは共同税で財政調整という方がリーズナブルかなという議論を今しているところなのですが。ですから、そういう議論をいろんな考え方でもっと出してそれでやっぱりやらないと、ただただ消費税上げて福祉充実という手の話でわっといってしまうと、ここら辺の、今の財政調整とかという話が飛んでしまうし、介護保険なんてだれが中心でやるのかという話も飛んでしまうし、だから早くやった方が得ではないでしょうか。よろしくお願いします。

●座長

　でも確かにあれですよね、大都市の富裕自治体の場合ですと、地方交付税批判がやっぱり出てくる一つの理由というのは、事業費補正ですよね。幾ら建物建てたって、基準財政需要額に上乗せしますといったって、不交付団体だったら結局来ないわけですから。

●並河講師

　もう一つおもしろいのは、そうやって枠配分の議論をやりますと、税源移譲するかわりに補助金全部カット、返上とやったときに、特に金額として大きいところがあるかというとほとんど大都市です。大阪、神戸、京都、要するに政令指定都市に、札幌も含めて、がっと並んでいる。それから県庁所在地。要するに、確かに小さいところには１人当たりの額というのは厚いのですが、しかし、トータルで考えると大都市が非常に今財政的に逼迫している。

●座長

　あれやっぱり分母の問題ですよね。１人当たりの額というのはくせ者ですよね。どっちがどっち…。

●並河講師

　あれはとにかくどっちが正しいということではなくて、両方の見方ですね。そうすると圧倒的に大都市が財源をとるのです。そういう意味ではね。税金を移譲して、補助金を返上して出てくる財源不足という意味では大都市が非常に大きい。だから、単に田舎を都会が補助しているという面もあるけれども、それだけではないということは、やっぱりちゃんと議論しないといけないみたいですね。そうしないとモラルも忘れてしまうみたいな議論ばかりになってしまうのです。

●座長

　地方債なんかもそうですよね。１人当たり地方債残高なんていって、小さい自治体のが出てきてしまうのですよね。ところが実際にはそんなに高く公債比率はなくとも出てしまうと。

●並河講師

　それは、一番１人当たりの財政の多いのは、例えば鹿児島の十島村だとか三島村だとか、あんなところはべらぼうですよ、もう話にならない。１人当たり何百万ですから。大阪だったら、多いけれども１人当たり２０万ぐらい。けたが全然違う。でもそれはトータルとしたら微々たる話なのです。十島村や三島村に幾らお金あげても。

●座長

　どうでしょうか。もしありましたら。それではまた後で、並河さん、ずっと聞いていてくださるということで、神原先生のお話の後、また並河先生の方にご質問をされても構いませんので。ということで、それでは並河先生どうもありがとうございました。続きまして、北大の神原先生、今支庁制度改革でご活躍されていますが、今日は道州制の問題でお話をお伺いしたいと思います。それで、神原先生、大体４０分ぐらいでお話をいただきまして、後ちょっと質問等をやらせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（講演）

●神原講師

並河さんの方から、道州制のイメージが沸くような具体的な話をされたと思いますけれども、僕はちょっと北海道にこだわってお話ししたいというふうに思っているのです。結論からいいますと、道州制というのは、これは憲法改正の議論が盛んになってくると、それに付随して、日本は明治のときも戦後もそうですけれども、地方の制度をどうするかということと憲法改正がどうもセットなっているようですから、これからますます出てくることになるだろうと思います。現実の問題として、議論は行われるようになると思いますけれども、しかし、スムースに合意できるかというと、まだまだ私は現段階で不可能だと思います。ただ、分権を他の府県も含めて進めていくと北海道だけが違った形になるということで、全国道州制は実現するかどうかわかりませんけれども、北海道の可能性は非常に高い。それを道州制と言うか言わないかは別として、北海道にとっては非常にチャンスではないかというふうに考えていますので、そのあたりを中心に少しお話し申し上げたいと思っています。それで、釈迦に説法になるかもしれませんけれども、戦後どんな経路で今日の道州制論に至っているかということをちょっと申し上げたいと思うのです。戦後改革の時に、府県制というものをどういうふうに位置づけるかということをめぐって、非常に大きな焦点になったわけです。府県を完全自治体にするかどうかということです。完全自治体というのは、知事を公選にするかどうかということですけれども、日本政府は完全自治体にはしたくなかったわけです。だけれども、ＧＨＱは知事公選を譲れないということで完全自治体になったわけです。そうすると戦前の府県というのは国の内部機関ですから、府県がやっている仕事は部内の行政事務ということで、国の仕事を国の機関としてやっていたわけです。その府県が独立して自治体になるということになると、部内の行政事務をどうするかというようなことが問題になって、妥協の策として機関委任事務というものが生まれたということなのです。それで、戦前の市町村は、これは一応自治体でしたから、府県知事と市町村の間には機関委任事務があったわけですけれども、それを戦後は国と都道府県の関係にもそれを拡大していくという形で妥協が成立をしたということです。これが国と府県の間の関係なのです。そうすると、府県が自治体化したため、国の府県に対する不信が非常に強かったものですから、結局国は自分の出先機関をたくさんつくって直接仕事をやるというような形になってくるわけです。だから、戦前府県に入っていた仕事もかなりそこに行ったわけです。それからもう一つ、府県と市町村の間でも妥協が成立したわけなのです。ご存じのように、戦後初期の改革というのは、基礎自治体を中心に基礎自治体を強化するという方向でしばらくの間続いておりました。シャウプ勧告なんかで代表されるように市町村優先の原則ということです。特別市といって府県と市の両方の性格を持った特別市を置くなんていうのは、まさにその典型だったと思います。特別市を置いたところは、府県はそこは管轄外ですから、非常に強力な基礎自治体ができるということに象徴されるわけです。そこで府県というのは、国と市町村との板挟みになって空洞化するというような関係にあって非常に危機感を抱いたわけです。市町村との関係は、戦後しばらく抗争が続き、特別市のようなものが自治法に制度化されていながら、実際にはそれは府県の抵抗で実現しなかったわけですけれども、１９５６年に今の指定都市制度が妥協の産物としてできて、特別市制度が廃止されて、府県と市相互間の抗争も一応終わりを告げる格好になったわけです。そういうことを考えますと、１９５６年を境にしてその前は制度の形成期、それから以降は制度の運用期に入っていくということになって、それがずっとごく最近まで続いてきたわけです、大ざっぱに言いますと。ところが、そういうことで５６年ごろに大体戦後のこの改革というのは終わっているのですけれども、唯一継続されてきたのは府県改革論なのです。これだけは議論として継続されてきたわけなのです。ご承知のように、１９５７年に地方制度調査会が地方制案をつくって、全国を地方に七つか九つだったと思いますが、そういうブロックに分けて、これは自治体であると同時に国の機関としての性格も帯びるのだなんていう中途半端な性格を与えて、長は内閣総理大臣が任命するというような案を出しているのです。もちろんそのときに府県統合案というものもありましたけれども、これは少数意見でした。しかし、そういうものは出されたけれども、結局はこれがつぶされて、府県を統合するという少数案の方だけが生き残って、それが昭和４０年代は府県合併論に結びついていくわけです。これは非常に現実的な要請がありまして、高度経済成長期ですし、特に東海３県とか、それから阪奈和、大阪、奈良、和歌山というそのあたりの合併が非常に現実性を持っていて、地域の財界を中心にこれを推進してきたわけです。つまり工業化の過程でもう幾つも府県に分かれていると、例えば工業用水にしても、道路にしてもなかなかその整備が難しいということで、府県の枠を広げていこうという、そういう要請だったわけですけれども、結局、廃案になってしまったわけです。それから、それと前後する形でずっと戦前から道州制論があったわけですけれども、戦後またそれが復活してくるということで、最初は日本商工会議所が昭和４５年に道州制構想というものを出している。それから以降、いろんなところからたくさん道州制の構想というのが出されて今日まで引き継がれているということだと思います。ただ、その流れをざっと見ますと、古い時代の道州制論というのは官治的道州制論ですよね。地方制案に象徴されるように、これ自治体というよりもむしろ国の地方出先機関プラス若干の自治的な要素を与えるという色彩が強かったのですけれども、最近の道州制論というのは、どれを見ても長を内閣総理大臣が任命するなんていう道州制論はなくなっていますから、私はそれは自治的道州制論という方向に変わってきたというふうに思います。それが、ちょっと戦後を見た系譜です。次に、９０年代に入りまして分権改革の議論が大いに進んで、今年の４月からいよいよ分権一括法が施行されることになったわけですけれども、この９０年代の分権改革の中で道州制論がどういうふうな扱われ方をしたのかということをちょっと考えてみたいと思うのです。９０年代分権改革というのは、直接的には先ほど並河さんもおっしゃっていましたけれども、国の行政改革審議会の最終答申の中で、道州制を含む分権の推進という、たしかそういう表現だったと思いますけれども、出したわけです。この行革審の答申が大きな火種になりまして、それで分権を推進するという形になっていくわけですけれども、大きな枠組みとしてはやっぱり冷戦の崩壊というのは非常に大きいと思います。冷戦体制のもとで、５５年体制が継続されて非常にイデオロギー的な対抗関係を軸に政治が行われていたわけです。そういうものが取り払われて、いよいよ内政の細かな問題に目が本格的に向き始めた。そういう環境ができたものですから、分権が進められるようになったと思うのです。それで、分権推進法が制定される前後は、並河さんや私も随分いろいろ議論に参加をして、特に神奈川県なんかはずっとシンポジウムをやっておりまして、私も主査報告をしたりしたわけですけれども、そのときを見ますと三つぐらい問題があったのです。一つは、どういう分権にするのかという分権の性格です。つまり、道州制や連邦制も射程に入れた分権を構想するのかという問題が一つと、その分権は内閣が主導してやるのか、国会が主導してやるのかという問題が２番目で、それから３番目は、法律をつくって推進するわけですけれども、その法律の中に、これは手続的な法律なのか、それともあるべき分権の姿をきちっと方向づける、そういう内容的な枠組みを持った法律なのかというような、そういう議論が当時随分行われたわけです。結果としては、内閣、それから手続的な推進法ということになったわけで、分権推進委員会に全部丸投げして、したがって分権推進委員会と省庁が最初の交渉でその改革案をつくるというような形に流れていったわけです。それはちょっと置くとして、それで問題のその一番最初のどういう分権の推進、どういう形の自治・分権に行くかというところの議論ですけれども、当時、これは私が報告したレポートの中でも書いたのですけれども、一つは垂直分権という、つまり現在の市町村、それから府県という２層制を維持したまま国から府県へ、それから府県から市町村へという形で分権をするという、つまり横の関係は手をつけないで、例えば市町村合併とか府県統合とか道州制とか、そういう水平レベルには手をつけないで現在の２層制を維持した分権という、これを垂直分権と名づけたわけです。それからもう一つは、抜本的な改革ということで、連邦制や道州制も含めて検討するという、そういう二つの大きな考え方があったと思います。もちろんその背景には８０年代以降ずっと行政改革が続いていましたし、これは大きな政治上の争点でもありましたから、そういう中には単に地方自治をどうするかということだけではなくて、もっと中央改革といいますか、中央政府の改革をやるには道州制とか分権が不可欠だという、そういうところに強い力点を置いて改革を主張する人もいましたし、僕らなんかは長い間、地方自治の世界を見てきましたものですから、そこのレベルから分権をどう考えるかというようなことで、若干のニュアンスの違いはありましたけれども、いずれにしてもそういうような行革の大きな流れの中で、二つの考え方があったと。それで、結局選択方向は垂直分権だったわけなのです。連邦制というのは確かに分権ということを考えれば、非常に魅力的な制度構想であることは間違いないのですけれども、これは主権国家レベルの再編成を意味するものですから、憲法改正まで射程に入れないとなかなか実現できないという、そういう問題です。憲法改正まで射程に入れないと実現できないという改革案では非常に時間がかかるのではないかということで、私はそれまで見込むのはなかなか無理だろうと。やっぱりそれは一刻も早く制度改革、分権に踏み出すということが大事なのではないかというふうに思ったわけなのです。それから、道州制についても考えられるわけですけれども、なかなかこれは過去の経緯からしても、合意形成というものがなかなか難しいのではないかということです。これは松下圭一さんと当時、私も議論して、彼の本にも書いてありますけれども、道州制になると、例えば関東州、あるいは南関東州ができると神奈川県は神奈川支庁になってしまうわけですよね、埼玉県は埼玉支庁。そういうようなことで本当に合意が形成できるのかというような議論をしたこともありますけれども、これも時間がかかるのではないか、簡単にはいかないと考えたわけです。そこで、２段階で改革する必要があると。当面は２層制を前提とした垂直分権でいく。そこをスタート台にして、まずとにかく踏み出して、将来的に道州制や連邦制のことを考える、そういう２段階で進めるのが得策ではないかというような議論をしていたわけであります。結果的には、垂直分権の方向での改革という流れが出てきたわけです。ですから、そういうことを考えると、９５年に分権推進法ができて、２０００年に実施に移されて、９５年からスタートすると、もう現在は当時考えた将来に属しているのか、ちょっと分かりませんけれども、今ここまできた分権ですから、この分権された制度を本当にどこまで活用できるかという、そういうぎりぎりの問い詰めをした中で、同時並行的に道州制や連邦制の検討も進めていくようにした方が得策であると。制度をつくって、またすぐ次変えるというのはなかなか難しいのではないかというふうに思っているわけです。次に、そういう議論を前提にして、北海道ではどうなのかということを３番目の問題として考えてみたいと思うのです。それで、この分権推進の議論に僕らも参加していたころですけれども、ちょうど９４年に、これは横路知事の、ちょうどこの道州制検討懇話会みたいな性格の懇話会ができまして、それで私が座長を担当して４回ぐらい開いて見解をまとめたわけなのです。その中で、やっぱり北海道の特殊性ということをきちっと踏まえておかなければいけない。北海道は今でも、規模の面ではもう道州制になっているわけですから、北海道を東北とくっつけろなんていう、そういう改革案はないわけですから、そういう意味ではもう規模の道州制はもう実現できている。だからここに権限や財源面での道州制が重なってくれば、北海道は、ほかの府県と同じ分権をやっても北海道だけは自動的に道州制になるのだから、そういう意味で道州制をパイロット的に北海道は実験できると、そうするとその成果を見て、全国道州制になるのかならないのかということを考えればいいということを当時提唱したわけなのです。まず北海道からやってみたらどうかということを書いたわけです。ですから、道州制を全国的に実現するということではなくて、全国的な分権を進めれば事実上１国２制度になるということなのです。北海道の道制と本州の府県制という２本立てにならざるを得ない。制度は同じだけれども、中身は濃淡が出てくるという、そういう道州制だと思います。それで、今申し上げたことをもうちょっと説明しますと、（２）のところに規模と権限の道州制と書いてありますけれども、規模の面では人口、面積、既にこの点では、先ほど言いましたように北海道は道にもうなっているわけです。それから、問題は権限の面ですけれども、分権推進委員会が第５次勧告の前に出した論点整理というものがあるのですけれども、そこに書いてあることを実行すれば、北海道は権限の面でも道州制になるのです。どういうことかというと、要するに問題は公共事業です。このいかんが北海道の道州制がどうなるかということを決める最大のポイントなのです。その論点メモによりますと、国の直轄事業を見ますと、その論点整理の基準を北海道に当てはめると、国道は今の北海道の中の国道の４分の１しか残らないという格好になるのです。それ以外は地方道です。それから港湾は、苫小牧は特定重要港湾ですから、ここが残るだけであって、あとは全部国のものはなくなるということです。それから、河川とか砂防とか海岸の直轄事業、それから農業農村整備事業、もうこういうものは全部道の事業に切りかえられる。要するに、国道の一部を除いて、国の直轄事業は北海道から消えるということです。なぜこうなるかというと、国の直轄事業ということで国の事業として留保されるときの判断基準は、複数の都道府県にまたがる事業は国に残すということになるから、北海道のような島国は複数にまたがらないのです。ですから丸ごとそれは道に来るという、こういう格好になるわけです。だからそのとおりにやればもう北海道は権限の面でも、金はどうなるかはわかりませんけれども、とにかく権限の面では本州とは異なる事実上の道州の道ができるという、こういうことを意味するわけなのです。そういうことで、道州制ということで大上段に振りかぶらなくても、分権の徹底、イコール北海道の道州制と私はそういうふうになると考えているわけです。さて、そこで公共事業をどうするかということですけれども、ここが最大のポイントです。道州制を実現できるかどうかということです。直轄事業、補助事業を合わせて約９千億円の金が流れているわけです。国の公共事業の約１割ですよね。補助事業もありますから、それに実際に道や市町村が負担をしているのも全部合わせる、それから直轄事業の地元負担分なんかも全部合わせるともっと膨大な金になっていくわけですけれども、これもきちっと移すということ、これに尽きます。移せるかどうかということです。あとは、国有林野なんていうのは、何も国がやる必要は全然ない。国がやっていては、もう林野会計なんかメタメタで山が荒廃していくだけです。それから、国立公園なんかも、指定は国がしてもいいかもしれないけれども、維持管理は何も国にやってもらう必要は全然ない。それから、運輸なんかもそうですよね。今の権限状態では民間も含めて総合的な戦略を描けていませんよ。こんなものも全部移せばいいわけです。公共事業プラスアルファでこういうものを移していけば、もう事実上の道州制は北海道で確立できるということです。問題は政治家の合意です。私は今、北海道ということで歴史的に特異な地位にあるということで、１，５００億ぐらいは北海道特例があるのですけれども、いずれは通用しないですね。だんだんこれは少なくなっていきます、普通の県になるわけです、北海道が。普通の県になることは目に見えているわけです。ほうっておくとなし崩し的に減っていくのです。それだったらもう北海道特例は要らない、そのかわりそれ以外の金はきちっと保証する、しかし使途は自由ですよという、そういう形で公共事業の分権を迫っていくという戦略を立てないとだめです。最大の問題は政治家です。政治家は果たしてそれに対応できるかということです。これは、自民党だけではありません。ほかの政党も含めてです。実際に第５次勧告に向けて、先ほどの分権推進委員会の論点整理が出たときには、政治家の暗躍はすさまじいものでした。各省庁と結びついて、それをつぶしにかかったわけですから。こういう実態がある限りは、道州制は絵にかいたもちになります。彼らの頭の中を変えさせるものがなければ、全然動きがつかない。そういうことを考えていくときに、やはり戦略的な展望が必要ではないかというふうに私は思います。今現在、北海道は非常に広大な面積を持っていて、そこへ道政がかぶって、従来は各省庁と道の各部が結びついた縦割り行政、地域から見るとバラバラ行政をやってきたわけですですけれども、もうこれではどうにもならない。道というのは、私はいつも言うのですが、点と線の道政しかやらないのです、基本的には。点というのは大型の専門施設をつくったり、線というのは道路とか河川とかそういうものです。地域の空間、つまり面を総合的に把握する道政というのは存在しないわけです。面の把握ができなければ、広域自治体たる道の本来の仕事である市町村の基礎行政を補完する行政ができない。それを把握しないで、縦系列でいろんな事業や公共事業がいっぱい降ってくるわけですから、幾らそれは注いでも地域が自立する形でうまく政策的な誘導をしていくというような効果が生まれないわけです。それで結局、公共事業がどんどん増えてきて、それで業者に飯を食わせると、それが北海道の構造化した問題になっているわけです。もうこれでは地域の個性は生まれないし、地域経済力なんか全然つかないわけです。そういう誘導もできないわけです、基盤整備だって本当に総合的に効果を上げているかという検証するデータすらないわけですから。例えば土木現業所でも、１０カ所に分かれて公共事業をやっていますけれども、１０カ所の土木現業所をお互いに比較してどれだけのストックを地域で形成していて、どういう問題点があるかというようなものを比較して検討できる材料は何もないわけです。つまり、そういう形で公共事業が行われているということです。こういう状況の中で、権限、公共事業が分権化されたと仮定するとどうなるか。道州制の受け皿となる体制がゼロということになるわけです。そこで、これはちょっと手前みそになりますけれども、私どもは今支庁制度改革をやっているのは、道州制のためにやっているわけではないですが、二正面作戦といいますか、現在の道政にとっても必要だし、将来の道州制にも対応できるという、そういう二正面作戦で支庁制度改革を考えています。とにかく東北６県と新潟県を合わせたぐらいの面積があって、これを合わせると５１２市町村あるのです。北海道は２１２ということです。県ですと、大県７個の小県２３個入る、そういう巨大な地域です。そうすると仮に道州制になって、東北６県が東北州になったとすると、では東北州の下は全部市町村だけなのかというと決してそうならないですね。やっぱり宮城県庁は宮城支庁になるわけです。東北州の地域出先機関がどうしてもやっぱり必要になると思います。例えば、市町村の数がどんどん減って大規模化されていけば、そこの関係も変わってくるかもしれませんけれども、アメリカの州の下にはカウンティという郡があるわけで、自治体のない地域ではカウンティがサービスをやっているのですけれども、どうしても中間的なものが必要になります。そうすると今の県というのは、福島支庁、青森支庁というようなことにならざるをえないわけです。そうすると、北海道にそれに相当するものは何かというと、これは支庁しかないわけです。したがって、その支庁をある意味では県並みにというとちょっと行き過ぎかもしれないけれども、やっぱり地域空間を総合的に掌握して、政策責任を持てるような、そういう一つの行政活動の単位として支庁を組みかえないと、北海道はやっていけなくなるだろうということなのです。今のように惰性的に幾ら事業を注いでいっても、それは地域の経済力もつかないし、個性も生まれてこないわけです。そういう現実にどう対応するかという問題と同時に、将来の分権、つまり道州制にも対応していく素地を今からつくっておかなければ間に合わないということです。ですから、支庁を六つか八つぐらいに統合しようと考えているわけですけれども、そこに公共事業をつかさどっている土木現業所も保健所も全部統合していくということなのですけれども、そういう見通しのもとでやっています。だから、この支庁再編をやらなければ道州制も展望できません。支庁再編によって支庁の役割というのは非常に大きくなる。地域課題を発見、整理することがまず第１の課題ですから、市町村がそこへ参加してこないと支庁活動がもう成り立たなくなる。支庁だけではすぐ知恵は枯渇し、地域の情報は入らないから、市町村がそこへ参画しなければなりません。そうすると、新たな支庁：市町村関係が生まれてきますから、その中で、市町村も市町村協力の関係を築いていく。とにかくもう単独で何でも従来のようにワンセット、箱ものから何からそろえていくなんていうことはできない時代に入っています。金がないわけですし、これからもずっと金はないわけですから、そうすると自治体間の協力で施設配置をやるとか、自治体間協力の中でのスクラップ・アンド・ビルドをやっていかないともう市町村はまちづくりをできないのです。そういう自治体間協力を加速するような支庁の活動というのも、当然必要になってくるわけです。そうするとこれは市町村間の協力関係も深まってくる。そういう中で場合によっては合併の機運も出てくるかもしれないということです。合併するかどうか決めるのは市町村自身です。だから、私は今合併のことは言えないし、自治体間協力をとにかく推進しなさいということしか言っていない。現に北海道の中では、そういう形で切りかえている町や村が随分出てきました。これは注目すべきところだろうと思います。実際に、昔は貧しい時代だったからどこの自治体もみんな貧しく等質だった。昭和２８年当時の合併はですね。それから、自治体の自立も進んでいなかったから、国の号令一つで一斉にやれたわけです。しかし、今もうそれはできないわけです。自治体間の力量の差は非常に大きいし、まちづくりの水準にも大きな差がある。それから自治体の自立はかつてとは比較にならないほど高くなっているわけですから、これを道が幾ら号令かけても無理が出てきます。無理して合併したところで随分失敗しているところも北海道の中にもたくさんあります。そこで最後のところですけれども、北海道はもう普通の県になる、特例なんかはもうやめる、そして自由になるということが第１で、その決断ができるかどうか。決断ができるなら道州制ということをきちっと言うべきだと。決断ができないのだったら、もっと別なやり方を考えた方がいいということだと思います。変なことを言って他府県に迷惑をかけてはいけない。今の段階では、全国道州制ではなくて、分権を進展させれば北海道は道州制になる、結果として１国２制度になるという範囲にとどめてやった方が北海道にとっては得策なのではないかというふうに思います。自民党なんかも道州制の検討を議員レベルで今始めていますし、民主党も憲法論議に触れて、分権、道州制というのはテーマを設けてやるということになっていますから、これから政党レベルではいろいろ活発になるでしょう。活発になりますから、これを逃すことはないと思います。連邦制にしても道州制にしても、恐らくこれからは憲法改正ないしは憲法論との兼ね合いで国の形をどうするかというところで、本格的に出てくるのではないでしょうか。しかし、これは都府県の反発があってなかなか簡単には行かないと思います。そうすると、それでは実行可能な北海道からやってみたらどうだろうということで、意外と他府県が抵抗すればするほど北海道でパイロット的にやれる可能性は高まるのではないかというふうに私は期待をしているのです。だから、そういうチャンスを逃さないようにやるという備えを、今からいろいろ考えておいた方がいいのではないかというふうに思います。しかしその場合でも、そうなったときに北海道の中はどうするかということをきちっと組み立てて、そこを基礎にしておかないと、ただ開発庁をなくして道庁だけが膨らむという形では、これは集権道制になるだけで、相当自治の論理とは遠くなるのではないかとおそれます。ちょっと駆け足でしたけれども、一通り私の考えを。

（質疑）

●座長

どうもありがとうございました。神原先生の方から、特に北海道の道州制ということでお話しいただきました。それで、これから委員の皆さんから神原先生に対してのご質問をいただきたいと思いますけれども、ちょっと私の方から最初に３点ほど質問させていただきたいのですけれども。一つは、支庁再編成なければ道州制なしというお話がございまして、今支庁制度改革の座長をされていまして、かなりもう煮詰まってきているのではないかと思いますけれども、簡潔に言って支庁の機能というのがどういうふうに変わって、そしてそれだから道州制はそういう支庁機能が変わることによって可能だということを少しお聞かせいただければと思います。

●神原講師

　ではそこから。要するに行政の内部に地域間競争を喚起させるということです。そして、もっと具体的に言えば、今は支庁の位置というのはこれは各部の出先機関が集合しているようなところもありますし、またそれとは別の出先機関もあってバラバラになっているわけです。そして、組織上は、やっぱり本庁の各部よりも支庁の方が格下というようなイメージが非常に強いわけです。ですからまず、同格ないしはそれ以上にするということです。それで、その支庁の果たす役割は、地域空間の政策課題を総合的に掌握をするということです。市町村と協力をし、もっと地域のさまざまな民間団体等とも協力をしながら、その地域の政策課題を発展させて整理をするということです。それをもとにして、それぞれの支庁ごとに地域経営方針というものをつくる。この地域経営方針というのは、もちろん本庁も拘束するわけです。そういう形でいわば縦割り各部を中心にしてきた今までの道政から、今度は横の総合性ということを掌握している支庁に組みかえていくということです。その均衡を図るということです。

●座長

　どうもありがとうございました。それから、北海道は普通の県になるということが連邦制の、あるいは道州制の前提だというお話だったのですが、これをもう少し具体的に言うと、例えば公共事業の補助金の補助率のかさ上げをやめるとか、あるいは開発局自体をやめてしまうとかそういうことなのでしょうか。

●神原講師

　そうです。開発局をやめるというのは、移行手続はありますけれども、それはもう開発庁がなくなったわけだし、行く行くはやっぱり開発局は北海道に統合せざるを得ないでしょうね。

●座長

　その間の移行措置はそれなりにつくっていて、当面は、並河先生のお話だと意思決定の参加をしていって、そして最終的には廃止になるのだけれどもという、タイムスパンはあるというか。

●神原講師

　だんだん有名無実化していくということだと思います。国のレベルだって、一応個別のブロックの開発法というのは、近畿だとかいろいろ法があるわけですし、それから地方建設局なり、農政局なりがそれぞれあるわけですから、開発局というと何か特殊なように見えるところもあるけれども、現にそれぞれのところにもあるわけです。だから、それを束ねているというだけですから、それ自体はもうほとんど同じになっていくのではないですか、存在したとしても。

●座長

　それともう一つご質問したいのですけれども、神原先生の場合の道州制論ですと、普通の県にならないと、ということだったのですけれども、補助率のかさ上げとか残したままでも、ある程度はやれるとお考えになりませんか。どうしても、これは普通の県にしないと先に進まない。

●神原講師

　これはやっぱり、こういうことだと思うのです。放っておいてもそうなっていくという見通しなのです。なし崩し的にどんどん減っていって、結果としてそうなったというふうにするのか、減らす過程はいろいろ考えなければいけないと思いますけれども、そこはもうなくなるということを前提に、きちっと予測を立てた上でどうするかということを考えていかないと、それはいつもなくすな、なくすなと言って少しずつ少しずつ削られて、全部なくなったときには備えが全然できていないという、これを一番恐れるわけです。石炭事業なんかのところを見ると典型的ですよ。エネルギー転換をしているのだから、もう石炭はだんだんなくなってくるとわかっていても、だれもそれを廃止を前提としてものを考える人はいなかったわけです。結果としてずるずる行って、その間だれも、なくすな、なくすなとしか言わないわけですから、全然備えができていなくて、最後はもう疲弊してしまうという、なし崩しにそういう状態に陥らないような予測、そして、その予測に基づく調整をどうするかということをもっと自覚的にとらえていくべきだと思うのです。

●座長

　どうもありがとうございました。ちょっと補足的な質問をしまして、神原先生のご意見がより明確になったという。

●神原講師

　いえ、アバウトに考えています。

●座長

　どうでしょうか、皆さんの方からどうぞ遠慮なく出していただければ。

●石本委員

　神原先生にお尋ねしたいのですけれども、４番の１のところの一番最後のところに道州制になっても受け皿なしというお話があったのですけれども、では逆にどんな受け皿があったらそれができるか、要するにどんな機能をそこに持たなくては道州制が動いていかないものなのかという、その辺の先生のイメージというか具体的なものをちょっとお話を。

●神原講師

　地域単位をきちっとつくるということです。行政を総合的に見られるような地域単位。例えば、東北が６県あって、それぞれ県庁がありますよね。道州制になれば県庁はなくなりますけれども、地域行政の単位としては道州の出先としてやっぱり残るでしょうね。これがなかったらやっていけないと思います。それに相当するようなものは、北海道に当てはめると、北海道が道州になったと、では市町村との中間にある道州の機関というのは一体どういうものであるのか。それを全然なくして、そこで道州の道になって権限を増したら道の行政を展開できるかということなのです。ですから、地域単位をきちっとやっぱりつくらなければいけないということです。それは私どもはまだ支庁改革ということでの枠の中で考えていることですけれども、第１次試案というのが近々出ますので、それをちょっと見ていただくと具体的になるかなという感じがしますけれども。

●谷委員

　先生、指定都市の位置づけというのは、道州制の中では、どういうふうにお考えになっておられるのでしょうか。そこのところをちょっとお聞きしたいのですが。

●神原講師

　要するに、指定都市というよりも、指定都市も含めた市町村レベルが、道州制になってどう変わるかということだと思います。そうすると全部一律で市町村でいけるかどうかということと、自治体の中に種別を設けるかというようなことになってくるだろうと思います。今でも種別があるのです。保健所が持てる市もあれば、持てない市もあります、指定都市もある、中核市もあり、指定都市から順繰り順繰りになっているわけですけれども、全体として今の指定都市の持っているぐらいな権限だったらどこでもやれます。だから何も指定都市だというふうにする必要はないのであって、指定都市並みの権限は全部に持たせればいいではないかと。変に中核市だとかそういうような格好にしないでですね。私は、今の日本の自治体の力量というのはそこまで来ていると思いますから。全部を指定都市並みの権限を持たせる、それでいいのではないかと思いますけれども。

●座長

　どうでしょうか。岡部委員、どうでしょうか。

●岡部委員

　横山座長が最後に言われました、北海道が普通の県になるということに対してのご質問ですね。実際国の財政状況やその他を考えると、我々も前からそうならざるを得ないということなのですけれども、そうは言っても一度にそういうふうになった場合に、余りにも北海道に対する影響が大きいものですから、その辺の移行措置をどうするかということは本当に真剣に変えていかなければならないことだと思うのです。当然のことながら、経済の自立といいましても、そうは簡単に机の上で考えているようにいかないので、我々なりにも、今経済界としてもいろんなことやっていますけれども、やっぱり５年、１０年かかって初めてある程度見えてくる、場合によっては２０年かかるか。ただし、それだけの時間もないこともまたはっきりしているわけですが。

●神原講師

　その問題はそれは制度が現にあって、そのもとで動いていてそこへ構造化されているわけです、北海道は。ですから、改革というのはどこか切れば必ず影響出てきます。それは我々の支庁制度の議論だって、支庁を統合すれば当然支庁舎の数は減りますよ。そうすると、今あるところから移さなければいけない。そうすると、それを移すと職員と家族含めると８００人ぐらい減ると。そうすると、これは地域経済に与える影響は大きいから反対と、こうなりますよね。やっぱりそれを越えていかないと、どうにもならないのではないでしょうかね。

●岡部委員

　ですから、そういうためにも、北海道の財源も少なくなるわけですから、北海道独自でそれをどうすれば一番有効に使えるのかということになると、やっぱりこの分権をやっておかなければいけないということなのですね。ですけれども、分権をやるために初めから今の特例は要りませんよと、我々宣言するのはなかなかちょっと。権限を得て独自に予算を配分しなければだめで、そういう時代だとは思うのですが、その辺難しいところですよね。

●神原講師

　やっぱり金の自由だと私は思います。そこへ踏み切れるかどうかにかかってきます。それは自己決定できないのですから、だから、もうむだな事業がいっぱい行われるわけでしょう。北海道の中を歩いても、どうしてここへというものがもう無数にありますよね。

●岡部委員

　その一方でまた必要なものがないというのもあるのですね。

●神原講師

　そうなのですよね。

●岡部委員

　そしてやっぱり自立するためにはそれなりのインフラも必要なものもたくさんあるわけです。だから、その辺はやっぱり我々の中で決めていかなければならない。

●神原講師

　減るというのはあくまでも予測で、減ってもいいと言う必要はそれはないかもしれないけれども、やっぱり使う自由というものがどれだけ政策的な効果を上げるかということと、それは将来的に減ることに対する一つの対応策でもあるという、そこの組み立て方ではないでしょうか。

●岡部委員

　ただ、いずれにしても現実は国家財政がこれだけ逼迫していますから。それから以前は北海道というのは、やっぱり日本に対していろんな意味で貢献していたのです。食料もそうだし、石炭もそうだし、いろんなこと。最近、残念ながら今現在では北海道は日本にどれだけ貢献しているのかと問われれば、なかなか難しい。ただ、将来的に食料問題なんていうのは、恐らく１０年後、十数年後にはこれはやっぱり世界的な問題になりますから、その中ではもう一度北海道というのはそれなりの役割は果たさなければいけないということでしょうけれども、今すぐということになると、なかなか問題がある。

●神原講師

　だから、例えばせっかく道の経済界が提唱して、戸田さんなんかも一生懸命やっているあの産業クラスター的なものとか可能性はいろんな形で存在するわけです。ああいうものをうまく新たにできる支庁の中で、きちっとした位置づけを持ってもっと多様に増やして、そして一つの政策的な方向を、それを支える基盤の整備とかいろんなことをやっていけば、相当求心力を持った経済運営も可能になってくると思うのです。もっと国際的な観点からそれを展開していったっていいわけですし、今そういう発想が生まれてくる条件がないわけですよ、行政の中に。だから、やっぱりそういうものをつくりかえて、支庁長にももっとそういうことができるような金を与えて。今だったら支庁長ってだれが支庁長になって来てた、石狩支庁長だれだと聞かれたら、みんな多分わからないでしょう。それが今の地域の実態ですよ。やっぱりこの支庁長はどういう業績を残した支庁長か、いつから来ていつ去っていったのかと。支庁が見える、仕事をしている、地域づくりに貢献しているというのは、支庁長がやっぱり見える存在になるということですよね。今はだから、見えなくても、だれが来ても済む支庁なのです。私は北海道の中の地域を随分回っていますけれども、本当に可能性に満ちてその市町村レベルでやっている民間の新しい仕事とか、そういうのが随分たくさん出てきているわけですよ。ところが、北海道という形になると、どこにそういうものがあるのかというのが見えなくなってしまう。だから、それをやっぱりきちっと押さえていく、その可能性をどんどん伸ばしていけるような一つの方法、政策の地域的な枠組みというのがやっぱりないと、いつまでもやっぱりのっぺらぼうの北海道になってしまうと思うのです。

●岡部委員

　それから、この議論と若干ずれるかもしれませんけれども、例えば公共事業費はどんどん減っていくことはもう覚悟しなければいけないですけれども、その有効な使い方の一つとして、今公共事業費というと、どうしてもハードの部分になっているけれども、その一部を我々がやっているような、クラスターは一つの例ですけれども、ああいう地域の自立のためのソフト部門に使えるような制度をぜひ国としても考えていただきたいと。そういうことにお金を、例えば研究費とか、そういうことにあてると、地域の自立というのは早まる可能性があると。公共事業費というのは、とにかくハード以外にソフトということに、これはかなり難しいのです。実際いろんなところで我々が主張しても。

●神原講師

　ハードでも僕はいいと思うのですよ。それは今まではつくるハードでやってきたけれども、今度はそのハードをつくったやつを壊すハード、ハードを壊す公共事業が僕はあってもいいと思うのです。例えば川なんていうのは、もうどうでもいいところを３面張りにしてしまったやつをもう一回土のところまで壊すとか、戻すとか、そういうような公共事業でもいいと思うのです。だから、物づくりの公共事業から、ある意味ではつくり変える公共事業でもいいと思うのです。

●岡部委員

　それは今言ったソフトのことですね。

●神原講師

　ええ。ソフトの問題に通じる公共事業になると思いますけれども。いっぱいあるのですよ、その課題。

●並河講師

　横から余計なこと言ってあれですけれども、質問もされないのに発言したら。今の議論で、僕は前から考えていた地域財投みたいな、財投システムは国として変わるわけですが、日本全体としてはあのシステムをもう僕は要らないと思うのですけれども、北海道だったときに今のような話、北海道が自立するための、自分たちの金をそれに使ってそれでまたリターンを得るというために、産業政策の一つの手段として地域財投みたいなものを使えないか。これから郵貯の自主運用だというようなことで、どんどん環境が変わってくるわけですから、それは北海道庁は金がないのは知っていますけれども、しかし、民間にある金、みんなそれが東京に流れていって、みんな住専だなんだということでこげついて、大やけどということではなくて、地域のために地域の金を使って、そして、若干の今、金利がこんなになっていますから、利子補給というシステムもなかなか考えにくいですが、これからどうなるか。必要があれば公費で多少の薄め材を加えながらやっていくようなのは、北海道だからそういった開発金融システムみたいものが、北東公庫が要るか要らないかなんていうばかな議論をしていないで、自分たちで必要な地域金融をつくっていく。農協の資金、郵貯の資金、あるいは信金の資金を総動員して地域で地域環流ができるようなシステムをやっぱりつくらないと、財政の環流と同時に金融の環流をやらないと、自立は進まないし、そういう議論がやや産業政策上少ないのではないのかなという気がしてならないのです。アメリカなんかだと、地域再投資法とか、強制的にやらせる。そこまでいかなくてもいいから、でもやっぱり地場の金、集めた金は地場で使うのが当たり前というような、そこでみんなで社会的評価をしていく。だったらあそこにみんなお金を預けましょうということになれば、一番いいわけですけれども、何かそういうシステムを北海道は北海道で、ほかのことなどどうでもいいから、北海道の中でつくってしまうということができないかなと。人のことだと勝手に考えられるのですけれども、でもできないものでしょうかね。

●座長

　なるほど、地域金融システムというか、そういうものが。金融というのはまた特殊な性格を持っているだけにまたある程度利子を生まなければいけないというような要望が出てきますから、そこが一つクリアしなければならない問題なのですけれども、やっぱり財政面だけではなくて、金融の側面に注目するということは非常に大事なことだと思います。

●佐藤委員

　発言してよろしいでしょうか。今、北海道の財政をどうしようかという話を前回私申し上げましたので、それはもう大体尽きていると思いますので、つけ加えませんが、神原先生にちょっと二、三質問なのですけれども、連邦制、これは並河先生にもお伺いしたいのですが、連邦制というものを構想する際に憲法改正が必要になるというようなお話ですけれども、それは多分どういう連邦制を構想するかによって、憲法まで変えなければいけないということになるのか、今の憲法の体制でもできるというふうになるのか、違うと思うのです。恐らく憲法改正と言っているからには、憲法改正も必要のようなかなり大きな連邦制なりあるいは道州制なりを想定されているのだと思うのですけれども、今の憲法の中でも、できそうな範囲での制度もあるように思うのですけれども、そういう構想というのは何かないでしょうか。

●神原講師

　まず、その問題ですけれども、連邦制というのは要するに主権国家に分けるということですから。連邦制をやれば、北海道は主権国家になるわけです。これは連邦制のごく一般的な定義ですよね。そうすると、日本国憲法は単一主権国家の形をとっていると思いますから、主権を分けるということになると、やっぱり憲法論にどうしても発展せざるを得ないというふうに私はやっぱり思います。だから、やらなくてもいいという、憲法改正までいかなくてもいいというものだったら、多分それは連邦制とは違うものではないかということだし、その違うものの代表が道州制というふうに考えてもいいのではないかという感じがしますけれども。それで道州制については、憲法学者はいろんな議論しているようですけれども、僕は道州制というのは憲法改正が必要だというふうには思いません。それで、最初に、ＧＨＱはマッカーサー草案をつくったときの第８章の中に、府県知事、それから市長と書いてあったから、あそこまで具体的に書けば、書いたやつをなくしてしまうということは憲法改正やらなければできませんけれども、地方公共団体というふうになっているわけだから、その地方公共団体というふうに位置づけるのであれば、憲法改正は必要ないと思うのですね。

●佐藤委員

　並河先生のおっしゃっている連邦制というのは、今神原先生のおっしゃったような連邦制とは少し違うような気がするのですが。

●並河講師

　さっきも言いましたように、司法の扱いがね。だから裁判制度。僕は自治法、さっき言ったように法律の範囲内で条例制定権が現行憲法でもあるのだから、１種の憲法修正条項みたいな形で新しい基本法をつくって、そこで準憲法的な規範を置けば、かなりのことはできるだろう。ただし、裁判制度だけはちょっとややこしいから、難しいかなということでちょっとそこにひっかかりを持つ。ただ、僕は国権主義者ではなくて、国権があるのなら今のお話で、分けるという話ですが、もともと国民主権ですから、それをだれに委託するかというので、一番基礎自治体に委託していけば地方主権的発想に立つならば、僕は必ずしも北海道に国家をつくるのであるから、憲法が改正であるというところまでいかなくても、かなりのことはできるのではないのかなと思ってはいるのですよね。ただ、いずれにしても何か基本法みたいなもので憲法を補強するようなものがやっぱりあった方がいいし、それからほかの法律に対してやたら自治を拘束するような法律ができないような仕掛け、これは実際にはなかなか法律的には難しい、憲法、最終的には憲法にした方がいいとは思いますけれども、何かそういったものをつくっておけば当座は間に合うのではないのかなという気がしているのです。

●神原講師

　それからもう一つ、連邦制云々というものを考えるときに、実際にアメリカなんかを見ても、アメリカは連邦制の国ですけれども、そういう意味で分権的ですよね。かなり分権の究極的な形態なんてよく言われるけれども、しかし分権的な国は集権的な要素を結構いっぱい取り入れるようになってきているわけです。集権的な国は分権的な要素を取り入れるようになってきていて、ものすごい今相対化が進んでいるのです。だから、余り分権国家、集権国家というものが、明確に線を引く必要があるかどうか、こことの意味はどこら辺にあるかというのも一つあると思います。それはやっぱり国際的な相互依存関係がまだ生きているわけだから、国が果たす役割は、分権国家の中だけでなくて、連邦政府の果たす役割は物すごく大きくなってくるのですよね。ですから、非常に相対的な形になりつつあるのではないかと思います。ただ、その歴史的に見て、地方自治のために、あるいは民主主義のために連邦制に切りかえたという例というのは、余りないのだよね。

●並河講師

　ベルギー。

●神原講師

　ベルギーはそうですね。ドイツもそういうふうに考えていいのかもしれない。それ以外の連邦制というのは、何かいろんな民族的な事情とかいろんなものを抱えて、歴史的にこうなってきたところだから、なかなかこれは相当な自覚と強い意思を持っていないと、そっちに転換するのはいろいろ難しい。

●並河講師

　中国がなるかもしれない。

●佐藤委員

　連邦制といっても、世界を見ればいろんなタイプがあるわけですから、そのどれがいいかという話で、それはそれで。もう一点、これはちょっと支庁制度の座長としてはお答えにくいのかもしれませんけれども、先ほど支庁改革をしていく。支庁が地域の総合的な行政体制というのか、そういったものをきちんと整えていけるようにするという、それで支庁長の顔が見えるというようなお話になったわけですけれども、先ほど並河先生の方からＲＢＡというイングランドの制度が紹介されたり、そこでは地域のそういった総合政策をつくるためのボードがつくられているというお話だったわけですけれども、いわば支庁をそういうふうに改革していって支庁の権限を仮に大きくしていくとなると、それを今度どうやってコントロールするかということを考えなければいけないと思うのですが、それについては何か今支庁制度の検討会なんかで考えられていますか。

●神原講師

　基本的には三つあると思うのです。一つは、行政の内部的なコントロールです。これは例えば今までの行政改革の中で政策情報の仕組みとか情報公開とか計画の策定方法の改革とか、いろんなことをやってきて、恐らくこれから財務会計の問題とか、そういうところまで及んでいくわけですから、そうすると、道が今までやってきた行政の作法というか、そういう側面での問題は全部支庁制度にも適用されることになります。それからもう一つは、道議会によるコントロールです。今、直接支庁長と道議会が何かやり合うとかという、そういう局面はないわけですよ。全部本庁各部が。支庁にかかわるものでもそういう形になっている。ですから、支庁長が道議会に出ると。それで地域経営方針のきちんと説明をするとか、あるいは議会との支庁の運営についてさまざまなチェックを受けるとか、そういう議会サイドのチェックというのも一つあります。それから、もう一つは、これは道民や市町村からのチェックがあります。これは今も市町村長会議とか、地域道民円卓会議とか、いろいろあるのですけれども、陳情みたいな格好で終わってしまって、なかなか機能しないということがあるので、これをきちっと地域経営方針の策定のプロセスの中に制度化をしていく、市町村が参画するような形にもうちょっと詰めていきたいと思っております。一番おそれるのは、地域の機関が強大な権限を持つと、バラマキをやるわけ。それからもう一つは、それがあると、今度は市町村がそれに依存するという危険な状態になる可能性というのは非常に大きいのです。道全体の中でコントロールしないで支庁に実質的な決定権を持たせるとか。ですから、ばらまきとその依存性を助長する可能性があるから、それをどうなくす仕組みにするかというところで、今のコントロールの問題をもう少し詰めていきたいと思います。

●並河講師

　国も同じ心配している。

●座長

　どうでしょうか、あと出していただければ。

●小林次長

　並河先生から盲点をつかれたというようなお話かなと思うのですが、先ほどの財投、北海道財投の必要性ということに関連して、前回、地方の税収入とか地方交付税がどうなっているかというのは私ども調べて議論をしていただいたわけですが、地方債がどうなっているかということは議論しなかったと思うのです。今の財政制度における地方債というのは、基本的には国のコントロールのもとにある。名目的には都道府県とか市町村の責任でやっているのですが、最後は国の責任でやっていますよね。市町村、都道府県が歳入するものが、最終的には今の財政制度では国に責任があるわけです。そういうことをちょっと今までは議論していなかったなと思いまして、大変いいポイントなのかなというように感じました。それから、先ほど来のお話の中で、普通の県になるというお話ですが、これは前回佐藤先生も全く同じことを主張されて、それは皆さんの中であまり議論にならなかったのですが、要するにここで神原先生のお話はもう覚悟せよと。自然にそうなるという部分もあるかもしれませんが、公共事業というものは私どもも、それから札幌市さんを含んで市町村も、１円でも多く国の金をもらってくるという仕事を今やっているわけです、現実に。それは中長期的にはそうでないことを覚悟しないさいということですよね。

●神原講師

　だから、やっぱりそれはみんなが一斉にそう言う必要はないと思うのです。常に覚悟せよという声がどこかできちっと存在するということと、現実に１円でも多くとってくるということは、僕は矛盾することだと思わないのです。片方は現実の制度の中で動いているわけですから。それは余り画一的にみんながそうせよというふうにしなくたっていい、それはそれでどん欲にやった方がいいと思うのです。

●並河講師

　ただ、言えることは財政構造改革、今フリーズしていますけれども、早晩始まるというときに必ず目をつけるのが補助金です。僕らも土光臨調のときに経験したのですが、地域特例をずっと引っ張り出して、それで外れるものはかなり外したけれども、まだ残っているのですよ。それで、同じ作業を必ず大蔵はやるわけですから、それは覚悟せよというか、もうこれは必ずきますよね、早晩。

●神原講師

　来るから、そのときにそれではこれでやってくれという、そこをやっぱりきちっと用意していないと、ただ、被害者意識だけが残ってますます自立の意識というのが低下していくということを心配しているわけです。

●座長

　すると全体として財政構造改革という流れにならざるを得ないと思うのですけれども、補助金の削減ということになったときに、全国がみんな同じように減るのではなくて、やっぱり地域特例あたりが特にねらわれるというふうに考えていいのですか。

●並河講師

　全国もやるでしょうが、地域特例というのはやっぱり目につきますから、何でこれは合理的なものなのかという挙証が、非常にやさしい場合と難しい場合。例えば北海道はやさしいか難しいかということになると、さっきコントリビューションの話もあったけれども、いやもういいのではないかと、もう北辺の守りももういいだろうという話になったときに、難しい状況になるのではないかと。だったら神原説だったら、身を捨ててこそ、浮かぶという、先にいって、そのかわり自由なりなんなり取るものを取って、まずは１歩先に踏み出した方が勝ちだよという戦略を立てた方がいいということですよね。

●神原講師

　そうですね。

●座長

　大変難しい。最終的に我々は報告書をまとめるわけですけれども、どういう形になるか。

●神原講師

　例えば、金が減ってもいいなんて書くと総スカン食いますよ。やらなければしようがないのですよね。だれかが言わなければ。

●並河講師

　熊本県、昔ですけれども、細川さんが知事だったころ、補助金例えば１０％カット、そのかわり自由に使ってくれ。どうだと言ったら、うーんと言って、では政策的補助金だけにしてくれないかとか、細かい何か妥協が出ます。だから、そういう議論ってあり得ると思うのです。やっぱり大蔵も得する、それから自治体も得する、みんな得するという形で合意ができるというシステム。大蔵だけ得して自治体が泣くという制度もおかしいし、自治体だけ喜んで大蔵が泣く。大蔵は泣かしてもいいのだけれども、でも大蔵が泣くという話も通らない。だから、みんなが泣きながらみんなが喜ぶというような形は、今の神原説ならば、先に行って条件提示して、そのかわりこっちをとるという、そういう選択の方がいいのではなのかなという気は前からしているのですけれども。だって必ず来るわけですから。

●小林次長

　まだよろしいですか。もう一つ。前回井上委員から、分権というか、要するに国や道から市町村への権限移譲だけではなくて、今市町村がやっていることについても逆に道とか国にやってもらった方がいいものがあるのではないかというお話がありました。それが今、神原先生がおっしゃっている、あるものは分権の徹底で、あるものは集権的に組み合わせるといいますか、要するに選択しながら必要なものは集権的にやり、重要なものは地域に身近に分権的にやるという組み合わせが必要なのでしょうね。

●神原講師

　国民健康保険みたいなものは見ていると、本当にあんな市町村で四苦八苦して、１人重病人が出ただけでもう会計が大変だみたいな状態、狭い範囲で営業していると。もっとやっぱり広域的にやれるのはやった方がいいというような問題もあると思いますし。

●座長

　そうですね。国保の議論はもうちょっとそういう方向はありますね。財政学会の議論でもやっぱりもうちょっと市町村では無理だなという話にはなってきていますね。

●並河講師

　だから、国保は都道府県単位、これ国にするとまたおかしいと思うのです。やっぱり診療報酬にしても、本当はもっと地域的な要素で自由度をやりながら、その地域が自主運営すると。だけれども、市町村ではちょっときついかなという話ではないでしょうか。さっき政令指定都市の話されましたけれども、これは支庁にやらせるのも、自分で全部できるというところは、政令指定都市であろうと、中核市であろうと、普通の市であろうと、自分でやればいいのですよね。ちょっとごめんというものは支庁にしてもらうとか、そういうやり方も弾力的に考えた方が議論が進むのではないか。これが全部おまえ自分でやれというと、恐らく３，３００のうちの市町村の３，０００ぐらいはごめんくださいと言うかもしれないですね。そうすると、そんなのに引きずられて、本当にやっぱり何かやろうという人たち、１割、大体イノベーションなんていうのは全体のごく一部が動くわけですから、それを全部圧殺してしまったのではいけないので、だから何かそこら辺制度的にもっと弾力的に動くことが、制度の遊びというか、そういったものがあると全体がみんな動くのではないかなという気がするのです。

●佐藤委員

　そうだと思うのです。今小林さんのおっしゃるような話で私もよく言うのですけれども、そういうふうに机上では、これはやっぱり全体としてやった方がいいとか、これは市町村がというふうに言えるのですけれども、いざ具体的にそれを一つ一つ分けていくとなると、これは結構大変な作業ですし、また、どうしてもグレーゾーンの部分が出てきますから、それを今度一律にこれはどうだとか、これは市町村だというふうにいかないので、やっぱり今並河先生がおっしゃるように、そこはやれるというところはどんどん市町村にやらせていくというような方式でやるという方法が一番いいのではないかと思います。

●座長

　１回どういうふうになっているかという、事務分担、権限分担を見たのです。あのときもやっぱり我々自身もよくわからないのです。どっちがメリットなのか。結局目立つというか、国保だとか幾つかのはわかるのですけれども、それ以外なかなかどっちがどっちなのと言ってもわからないですよね、そういうのはいっぱいありましたね。

●佐藤委員

　例えばお話があって、並河先生のところとか、もちろん神原先生も含めまして、いろいろなアイデアとかシミュレーションなさっているようですから、そういうのもいろいろ使って、具体的にどうなるのかというのをある程度手がけていくと、また選択肢が広がっていくかなという気がしました。

●神原講師

　その具体的というのは、どういう場面の具体性ですか。制度設計みたいな、道州制の。

●佐藤委員

　例えば、一番問題になっているのは、財政の問題なんかがどうしても出てくると思うのです。ところが、それではどういうふうに動かしたらどうなるというようなモデルというか、そういうものが余り今ないと思うのです。並河先生などいろいろお示しのようですけれども。そういうものがなくて、補助金のかさ上げの分を減らして、どうのこうのというふうにしても、なかなか通らないといいますか、実効性があるようなものになりにくいのではないかなということです。そこでいろいろな実現可能なもの、可能でないもの、いろいろあると思うのですけれども、ともかくいろんなものを構想をして、またそれに数字を入れていったらどうなるかというのをやっていって、出してみるというのが必要な作業になるのかなという気がするということです。

●並河講師

　今、座長に渡しましたけれども、まだ発表、でもそのまま発表するつもりですけれども、一応さっきの話で税源移譲と財政調整というのをパックにして、一番逆に言えば乱暴な話だったらこうなる。だけど回るよと、システムは。だから、あと修正でもその上につけておけばいいわけですから、そういうのを一応試案として出そうと思っておりますけれども、ちょっと１部置いておきますので、役に立つかどうか。

●座長

　あとはよろしいですか、皆さんの方から。では事務局の方から。

●事務局

　次回の日程でございますけれども、１２月を予定してございまして、後日委員の皆さんの日程を調整いたしますので、よろしくお願いします。

（閉会）

●座長

それでは、今日は本当に並河先生、神原先生ありがとうございました。これからの委員会の議論に非常に役立つ話をいただいたと思います。それでは、今日はこれで終わります。